

第1章 人口動態統計調査

1 調査の目的

我が国の人口動態事象（出生・死亡・婚姻・離婚及び死産）を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の沿革

人口動態調査は、明治31(1898)年「戸籍法」が制定され、登録制度が法体系的にも整備されたのを機会に、同32(1899)年から人口動態調査票は1事件につき1枚の個別票を作成し、中央で集計する方法を採り入れたことにより近代的な人口動態統計制度として確立され、平成10(1998)年に100年を経過した。

また、この調査は、昭和22(1947)年6月「統計法」に基づき「指定統計第5号」として指定され、その事務の所管は同年9月1日に総理庁から厚生省に移管され、さらに平成13(2001)年の省庁再編により厚生労働省に、平成21(2009)年4月1日には改正統計法が全面施行され「指定統計第5号」は統計法第2条第4項第3号の規定に基づく「基幹統計」となった。

3 調査の対象

人口動態調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届けられた出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の全数を対象としているが、本報告書は、日本において発生した日本人に関する事象を集計したものである。

4 調査の期間

調査該当年の1月1日から同年12月31日までに事件が発生したものであって、市区町村長に届け出られたものである。

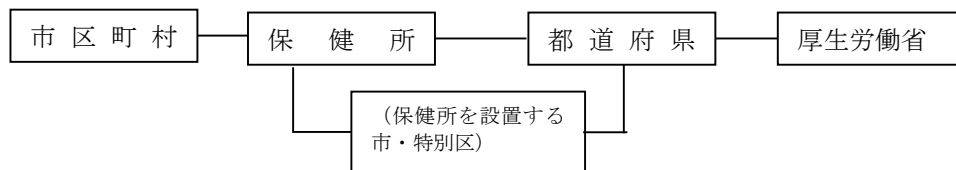
なお、婚姻や協議離婚は、届書が市区町村長に受理されることによって事件が発生するため、届出遅れの問題はないが、出生・死亡・死産や調停・審判・判決による離婚は、事件発生から届出までに相当の遅れのある場合がある。

5 調査の方法及び報告経路

市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを管轄の保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ（保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する）、毎月、都道府県知事に送付する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。



注： 保健所を設置する市とは、地域保健法施行令（昭和23年4月2日政令第77号）第1条に規定する市をいう。

6 用語の解説

自然増減	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死産	妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいう。なお、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。（※1）

なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

(1) 胎児を出生させることを目的とした場合

(2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

周産期死亡 妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。（※2）

年齢調整死亡率 人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、年齢階級別死亡率を一定の基準人口（平成27年モデル人口）にあてはめて算出した指標である。

（※1）

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行（7月）により、人工妊娠中絶のなかの、妊娠第4月以降のものも人工死産（1948）に含むことになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正（6月）により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年以降：優生保護法の改正（5月）により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続が簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産（1968）であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた。（昭和51（1976）年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知）

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた。（昭和53（1978）年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知）

平成3年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた。（平成2（1990）年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知）

（※2）

統計表－第1章人口動態統計－第2節総覧－第1－2－9表の合計特殊出生率については、ベイズ統計学の手法を用いて推定した。

ベイズ推定とは、市町村などにおいて出現数の少なさに起因する偶然性の影響を減少させ、地域間や経年比較に耐えうるよう、安定性の高い指標に補正したものである。

なお、本書では、当該市町村を含む広域健康福祉センターの数値に基づきベイズ・モデルを適用し、市町村の数値を推定した。

7 比率の解説

(1) 人 口

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{自然増加数}}{\text{10月1日現在日本人口（※1）}} \times 1,000$$

(2) 出 生

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人口（※1）}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right] \text{15歳から49歳までの合計}$$

(3) 死 亡

$$\text{死 亡 率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人口 (※1)}} \times 1,000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\{ (\text{観察集団の各年齢階級死亡率}) \times (\text{基準人口集団の各年齢階級人口}) \} \text{の各年齢階級の総和}}{\text{基 準 人 口 集 団 の 総 数 (※2)}}$$

(4) 乳 児 死 亡

$$\text{乳 児 死 亡 率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

(5) 周 産 期 死 亡

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数 (出生数+妊娠満22週以後の死産数)}} \times 1,000$$

(6) 死 産

$$\text{死 産 率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数 (出生数+死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{自 然 死 産 率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数 (出生数+死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{人 工 死 産 率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数 (出生数+死産数)}} \times 1,000$$

(7) 婚 姻

$$\text{婚 姻 率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人口 (※1)}} \times 1,000$$

(8) 離 婚

$$\text{離 婚 率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人口 (※1)}} \times 1,000$$

(※1)

各統計表における国及び県の率の算出には、総務省統計局の「人口推計（令和5（2023）年10月1日現在）（日本人人口）」（参考表を参照）を用いているが、広域健康福祉センター及び市町村別の率の算出については、

栃木県統計課の「令和 5 (2023) 年10月1日現在栃木県毎月人口調査（総人口）」（統計表―第 1 章人口動態統計―第 1 節人口―第1-1-3表 参照）を用いて算出しているため、全市町村別人口の合計と県人口総数とは一致しない。

(※ 2)

平成27年モデル人口は、平成27年国勢調査日本人人口を基礎に、高齢化などの反映し、四捨五入によって 1,000人単位としたものである。

基準人口ー平成27年モデル人口ー

年 齢	基準人口	年 齢	基準人口	年 齢	基準人口	年 齢	基準人口	年 齢	基準人口
0～4歳	5,026,000	20～24歳	6,396,000	40～44歳	7,766,000	60～64歳	9,135,000	80～84歳	4,720,000
5～9歳	5,369,000	25～29歳	6,738,000	45～49歳	8,108,000	65～69歳	9,246,000	85歳以上	5,105,000
10～14歳	5,711,000	30～34歳	7,081,000	50～54歳	8,451,000	70～74歳	7,892,000		
15～19歳	6,053,000	35～39歳	7,423,000	55～59歳	8,793,000	75～79歳	6,306,000	総 数	125,319,000

8 死因の分類

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10（2013年版））」に準拠して設定される「疾病、傷害及び死因の統計分類（平成27年 2 月13日総務省告示第35号。令和 3 年 4 月19日総務省告示第159号一部改正）」による。（平成29(2017)年から）

※「統計法第28 条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件の一部を改正する件」（令和 6 年 5 月15 日総務省告示第164 号）により死因基本分類表を変更し、新型コロナウイルス感染症などを追加。

■死因簡単分類（ＩＣＤ－１０（2013年版））

分類コード	分 類 名	分類コード	分 類 名
01000	感染症及び寄生虫症	09302	脳内出血
01100	腸管感染症	09303	脳梗塞
01200	結核	09304	その他の脳血管疾患
01201	呼吸器結核	09400	大動脈瘤及び解離
01202	その他の結核	09500	その他の循環器系の疾患
01300	敗血症	10000	呼吸器系の疾患
01400	ウイルス性肝炎	10100	インフルエンザ
01401	B型ウイルス性肝炎	10200	肺炎
01402	C型ウイルス性肝炎	10300	急性気管支炎
01403	その他のウイルス性肝炎	10400	慢性閉塞性肺疾患
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病	10500	喘息
01600	その他の感染症及び寄生虫症	10600	その他の呼吸器系の疾患
02000	新生物＜腫瘍＞	10601	誤嚥性肺炎
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	10602	間質性肺疾患
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	11000	消化器系の疾患
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	11200	ヘルニア及び腸閉塞
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	11300	肝疾患
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	11301	肝硬変（アルコール性を除く）
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	11302	その他の肝疾患
02108	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	11400	その他の消化器系の疾患
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	12000	皮膚及び皮下組織の疾患
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	13000	筋骨格系及び結合組織の疾患
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	14000	腎尿路生殖器系の疾患
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	14200	腎不全
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	14201	急性腎不全
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	14202	慢性腎臓病
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	14203	詳細不明の腎不全
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患
02118	悪性リンパ腫	15000	妊娠、分娩及び産じょく
02119	白血病	16000	周産期に発生した病態
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	16200	出産外傷
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	16400	周産期に特異的な感染症
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	16600	その他の周産期に発生した病態
03100	貧血	17000	先天奇形、変形及び染色体異常
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	17100	神経系の先天奇形
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	17200	循環器系の先天奇形
04100	糖尿病	17201	心臓の先天奇形
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	17202	その他の循環器系の先天奇形
05000	精神及び行動の障害	17300	消化器系の先天奇形
05100	血管性及び詳細不明の認知症	17400	その他の先天奇形及び変形
05200	その他の精神及び行動の障害	17500	染色体異常、他に分類されないもの
06000	神経系の疾患	18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
06100	髄膜炎	18100	老衰
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	18200	乳幼児突然死症候群
06300	パーキンソン病	18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
06400	アルツハイマー病	20000	傷病及び死亡の外因
06500	その他の神経系の疾患	20100	不慮の事故
07000	眼及び付属器の疾患	20101	交通事故
08000	耳及び乳様突起の疾患	20102	転倒・転落・墜落
09000	循環器系の疾患	20103	不慮の溺死及び溺水
09100	高血圧性疾患	20104	不慮の窒息
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	20105	煙、火及び火炎への曝露
09102	その他の高血圧性疾患	20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露
09200	心疾患（高血圧性を除く）	20107	その他の不慮の事故
09201	慢性リウマチ性心疾患	20200	自殺
09202	急性心筋梗塞	20300	他殺
09203	その他の虚血性心疾患	20400	その他の外因
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	22000	特殊目的用コード
09205	心筋症	22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]
09206	不整脈及び伝導障害	22200	その他の特殊目的用コード
09207	心不全	22201	新型コロナウイルス感染症ワクチン
09208	その他の心疾患	22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン
09300	脳血管疾患	22203	その他の特殊目的用コード
09301	くも膜下出血		（22201及び22202を除く）

(2) 乳児死因簡単分類

乳児死因 分類コード	分 類 名
B a 01	腸管感染症
B a 02	敗 血 症
B a 03	麻 疹
B a 04	ウイルス性肝炎
B a 05	その他の感染症及び寄生虫症
B a 06	悪性新生物＜腫瘍＞
B a 07	白 血 病
B a 08	その他の悪性新生物＜腫瘍＞
B a 09	その他の新生物＜腫瘍＞
B a 10	栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症
B a 11	代謝障害
B a 12	髄 膜 炎
B a 13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群
B a 14	脳性麻痺
B a 15	心 疾 患（高血圧性を除く）
B a 16	脳血管疾患
B a 17	インフルエンザ
B a 18	肺 炎
B a 19	喘 息
B a 20	ヘルニア及び腸閉塞
B a 21	肝 疾 患
B a 22	腎 不 全
B a 23	周産期に発生した病態
B a 24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害
B a 25	出産外傷
B a 26	出生時仮死
B a 27	新生児の呼吸窮（促）迫
B a 28	周産期に発生した肺出血
B a 29	周産期に発生した心血管障害
B a 30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
B a 31	新生児の細菌性敗血症
B a 32	その他の周産期に特異的な感染症
B a 33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害
B a 34	その他の周産期に発生した病態
B a 35	先天奇形、変形及び染色体異常
B a 36	神経系の先天奇形
B a 37	心臓の先天奇形
B a 38	その他の循環器系の先天奇形
B a 39	呼吸器系の先天奇形
B a 40	消化器系の先天奇形
B a 41	筋骨格系の先天奇形及び変形
B a 42	その他の先天奇形及び変形
B a 43	染色体異常、他に分類されないもの
B a 44	乳幼児突然死症候群
B a 45	その他のすべての疾患
B a 46	不慮の事故
B a 47	交通事故
B a 48	転倒・転落・墜落
B a 49	不慮の溺死及び溺水
B a 50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん（吸引）
B a 51	その他の不慮の窒息
B a 52	煙、火及び火炎への曝露
B a 53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露
B a 54	その他の不慮の事故
B a 55	他 殺
B a 56	その他の外因